

北海道における遊休農地の実態に関する研究

Research on the actual condition of the unused farmland in Hokkaido

長野由香*, ○河崎昇司*, 矢沢正士*

Nagano Yuka, Kawasaki Shoji, Yazawa Masao

1. はじめに

全国的に遊休農地の増加傾向があり、耕作放棄地とその予備軍ともいえる不作付け地の動向が問題となっている。しかし、遊休農地の中にも即利用可能とされる農地が全国で2~3割、北海道では3~4割を占める。遊休農地の増加は農地集団利用の阻害要因となり農業経営から見て様々な問題を引き起こすおそれがある。本研究では北海道における遊休農地の実態を市町村別と農業集落別に明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

本研究では耕作放棄地と不作付け地を遊休農地と見なし、2000年農業センサス及び同集落カードからデータを用いて解析を行った。市町村の属性としては農業地域類型を、農業集落の属性は耕作放棄地率、不作付け地率、農家率、傾斜を中心に用いた。なお耕作放棄地は総農家を対象にしているが、不作付け地については販売農家を対象にしている。また耕作放棄地率が高い赤井川村を事例に耕作放棄地率の集落間の差異について検討した。

3. 結果と考察

(1) 全道の遊休農地 全道の耕作放棄地面積は9,305ha(放棄地率 0.93%)に対し、不作付け地面積は20,556ha(不作付け地率 2.06%)で2倍以上に達している。地域類型では耕作放棄、不作付けとともに山間農業地域、都市的地域の順に多くなっており、平地農業地域で最も少なくなっている(図1)。支庁別に放棄地率と不作付け地率の関係を比較すると(図2)、放棄地率が高い支庁では不作付け率も高くなっていることが確認できる。

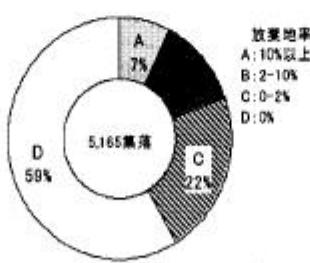


図3 集落の放棄地率構成
(fig.3 Composition of the rate of cultivation abandonment of a colony)

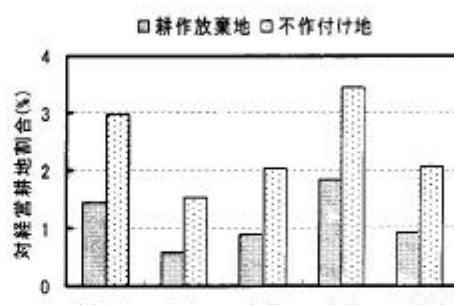


図1 地域類型別遊休農地率
(fig.1 The rate of the unused farmland classified by local type)

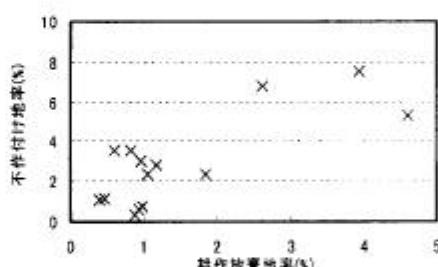


図2 支庁別の耕作放棄地率と不作付け地率の関係
(fig.2 Relation between the rate of cultivation abandonment and the rate of uncultivated land)

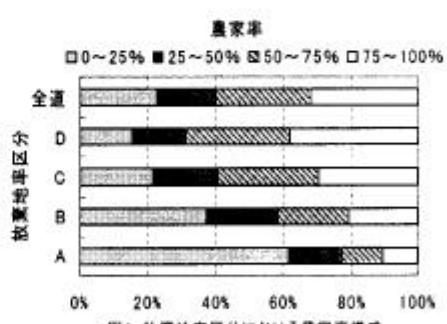


図4 放棄地率区分における農家率構成
(fig.4 Composition of the rate of the farmer according to cultivation abandonment)

*北海道大学大学院農学研究科 Hokkaido Univ. Agriculture

(2) 農業集落と遊休農地

全道の集落を耕作放棄地率の全道平均 0.93% の約 2 倍として 2%, 及び 10 倍の 10% で A ~ D に分類した(図 3)。全道には 5,165 の農業集落が存在するが、そのうち耕作放棄地を有する集落は約 4 割、放棄地率 2% 以上の集落は約 2 割となっている。同じようにして不作付け地を有する集落は約 7 割、不作付け地率 4% 以上の集落は約 3 割となった。

放棄地率区分 A ~ D において農家率との関連を検討した(図 4)。全道の集落の約 6 割が農家率 50% を超える集落となっている。耕作放棄のない D では農家率 25% 以下の集落が 2 割に満たないが、耕作放棄の割合が高い A では農家率 25% 以下が 6 割を超えている。放棄地率が高い区分ほど農家率の低い混住集落の占める割合が高くなっている。これは混住集落では農地を資産として保有する意識が強く農地流動化が進まないためだと考えられる。

次に、農家率 50% を超える農業集落を抽出し、農業を中心とした集落の放棄地率と耕地傾斜の関係を検討した(図 5)。傾斜の条件を表 1 に示す。耕作放棄が進んでいる区分では傾斜耕地集落の割合が高くなっている。

(3) 事例町村の遊休農地

赤井川村について放棄地率によって 20% 以上(4 集落), 20 ~ 10% (3 集落), 10% 未満(5 集落)に分類した集落分布を図 6 に示す。町の北部で耕作放棄地率の高い集落は集中しており、低い集落は南部に集中している。このような分布の差異は集落の水田率の大小により説明できる(図 7)。水田率の低い集落(普通畑が多い)ほど耕作放棄が進行している。

4. おわりに

全国的に見た場合、北海道の遊休農地の割合は最も低くなっている。しかし、市町村別あるいは集落別に見ると耕作放棄地率と不作付け地率のより高い市町村、集落が存在することが明らかになった。耕作放棄を防止し、農業、農村の多面的機能を維持するため、中山間地域への直接支払い制度が 2000 年から実施されているが、そのためには集落協定を締結する必要があり、農業集落全体で耕作放棄を防止することが求められる。

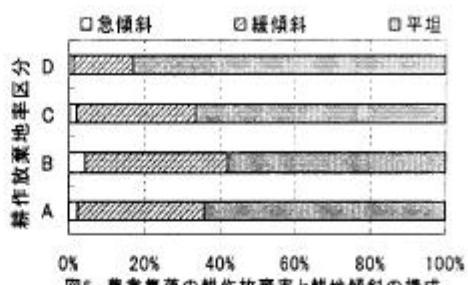


図 5 農業集落の耕作放棄率と耕地傾斜の構成
(fig.5 Composition of the inclination of the arable land according to rate of cultivation abandonment of a rural colony)

表 1 傾斜条件 (table 1 The inclination conditions of arable land)	
平坦	田の圃地が 1/100 未満または畠の圃地が 0° 未満
緩傾斜	田の圃地が 1/100 ~ 1/20 または畠の圃地が 0° ~ 15 度
急傾斜	田の圃地が 1/20 以上または畠の圃地が 15 度以上

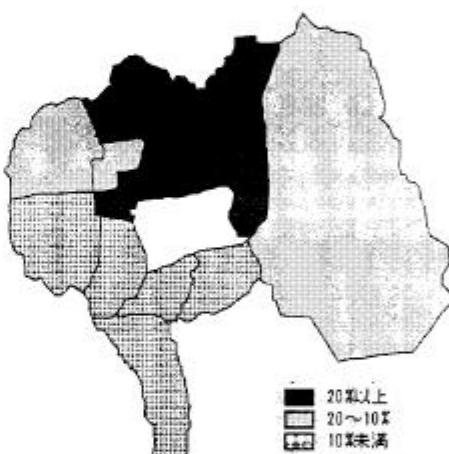


図 6 集落の耕作放棄地分布
(fig.6 The distribution map of the colony according to rate of cultivation abandonment)

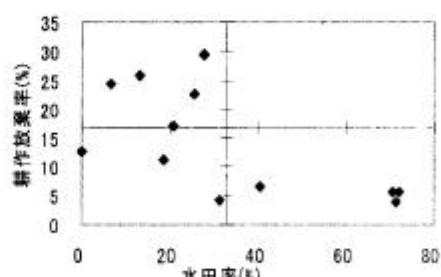


図 7 集落の水田率と放棄地率(赤井川村)
(fig.7 Relation between the rate of a paddy field of a colony and the rate of cultivation abandonment)